

平 28. 9. 9
総 1 - 5

説明資料

これまでの政府税制調査会の取組

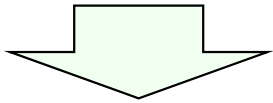
平成28年9月9日(金)

財務省

経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理について (政府税制調査会(平成27年11月))

[この四半世紀の経済社会の構造変化]

- ・人口構造の変容
- ・グローバル化・ICT化と経済のサービス化
⇒ 非正規雇用の増加等による若年層を中心とする低所得化と少子化
家族モデルの変容



- ・家族のセーフティネット機能の低下
(「一人世帯」の増加、家族の経済力の低下)
- ・会社のセーフティネット機能の低下
(終身雇用等による生活保障の弱まり)
- ・公的セーフティネットの新たな課題
(若年層の低所得化、高齢世代内の経済格差)

⇒ 『生活基盤』が脆弱化するリスク

- ・生産年齢人口の減少
(潜在成長力への下押し圧力)
- ・非正規雇用の増加による働き手の能力向上の阻害
(生産性向上への悪影響)

⇒ 『成長基盤』が損なわれるおそれ

[今後への視点]

若い世代に光を当て、以下の3つの視点から、『成長基盤』と『生活基盤』を再構築

○ 希望すれば誰もが結婚し子どもを産み育てられる生活基盤の確保

- ・少なくとも夫婦で働けば子どもを産み育てられる生活基盤の確保
- ・人口減少の抑制や女性の就労拡大等に寄与

○ 就労等を通じた社会とのつながりの回復

- ・多様な人材が、自らのライフスタイルやニーズに応じて働くことができ、その努力が報われる社会環境の整備
- ・個々人の能力発揮や能力形成に寄与

○ 経済力を踏まえた再分配機能の再構築

- ・年齢ではなく、経済力を踏まえた再分配機能の再構築
- ・貧困化による個々人の能力形成の阻害を防止
- ・公的年金等を補完する、老後に備えた自助努力の支援の必要性

税制改革に加え、社会保障制度を含めた関連する諸制度における総合的かつ整合的な対応が必要

[税制のあり方の検討にあたっての論点]

○個人所得課税

- ・結婚して子どもを産み育てようとする若年層・低所得層に配慮する観点からの所得再分配機能の回復
⇒ 諸外国の制度等も参考にしながら、所得控除方式の見直しを検討
- ・社会全体での家族の形成の支援
⇒ 「一次レポート」の選択肢(※)についてさらに検討を深化

※A案 配偶者控除の廃止と子育て支援の拡充
B案 いわゆる移転的基礎控除の導入と子育て支援の拡充
C案 「夫婦世帯」を対象とする新たな控除の導入と子育て支援の拡充

- ・働き方の違いによって不利に扱われることのない中立性の確保
⇒ 家族構成などの人的な事情に応じた負担調整を行う「人的控除」の役割を高める方向で控除全体のあり方について検討

- ・老後の生活に備えるための自助努力に対する支援
⇒ 働き方・ライフコースに影響されない公平な制度の構築を念頭に幅広く検討

○資産課税

- ・資産再分配機能の適切な確保
- ・老後扶養の社会化の進展を踏まえた遺産の社会還元
⇒ 25年度改正の影響を見極めつつ検討
- ・「老老相続」の増加を踏まえ、資産移転の時期の選択により中立的な制度の構築について幅広く検討

「BEPSプロジェクト」について

○ BEPS (Base Erosion and Profit Shifting、税源浸食と利益移転)プロジェクトとは

- ・ 企業が調達・生産・販売・管理等の拠点をグローバルに展開し、電子商取引も急増するなど、グローバルなビジネスモデルの構造変化が進む中、この構造変化に各国の税制や国際課税ルールが追いつかず、多国籍企業の活動実態とルールの間はずれが生じていた。
- ・ BEPSプロジェクトは、公正な競争条件 (Level Playing Field) の確保という考え方の下、多国籍企業がこのようなずれを利用することで、課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行うこと (BEPS) がないよう、国際課税ルール全体を見直し、世界経済並びに企業行動の実態に即したものとするとともに、各国政府・グローバル企業の透明性を高めることを目指すプロジェクト。

○ 背景・経緯

- ・ 各国がリーマンショック後に財政状況を悪化させ、より多くの国民負担を求める中、多国籍企業の課税逃れに対する批判が高まったことを背景に、2012年6月、OECD租税委員会 (議長: 浅川財務官) が本プロジェクトを立ち上げ。
- ・ G20財務大臣からの要請も受け、2013年7月には、「BEPS行動計画」を公表。行動計画の実施に当たり、OECD非加盟のG20メンバー8か国 (中国、インド、南アフリカ、ブラジル、ロシア、アルゼンチン、サウジアラビア、インドネシア) も議論に参加。
- ・ 2014年9月に、「第一弾報告書」、2015年10月には「最終報告書」を公表し、G20財務大臣に報告。11月のG20サミットにも報告し、首脳からは、支持とともに、合意事項を着実に実施するよう強い要請があった。
- ・ 2016年6月末に、京都において、BEPS合意事項を実施に移すための「BEPS包摂的枠組」を立ち上げ、参加国を大幅に拡大。

○ 現在の取組 (BEPS実施フェーズ)

- ・ BEPS実施フェーズにおける取組として、現在以下の主要課題に対処。
 - ① 各国による合意事項の実施状況のモニタリング ⇒ BEPS包摂的枠組の下、各作業部会におけるモニタリング方法等について議論。
 - ② 残された課題についての、継続検討 ⇒ BEPS包摂的枠組の下、各作業部会で議論を継続。「移転価格ガイドライン」・「モデル租税条約」の改訂作業中。
 - ③ 開発途上国を含む幅広い国と関係機関が協調する枠組 (技術支援等を含む) の構築 ⇒ IMF、OECD、世銀、国連等の国際機関並びに先進国及び開発途上国の協調の場としての「税に関する協働のためのプラットフォーム」の設置
- ・ 2016年は、日本がG7議長国 (中国がG20議長国) として、上記の取組を重要議題の一つに掲げ、議論を推進するべく各国との協調をリード (仙台G7財務大臣会合、伊勢志摩サミット、OECD租税委員会京都会合)。

「BEPSプロジェクト」の三本柱

A. グローバル企業は払うべき (価値が創造される) ところで税金を支払うべきとの観点から、国際課税原則を再構築 [実質性]

(企業が調達・生産・販売・管理等の拠点をグローバルに展開し、グループ内取引を通じた租税回避のリスクが高まる中、経済活動の実態に即した課税を重視するルールを策定)

B. 各国政府・グローバル企業の活動に関する透明性向上 [透明性]

(グローバル企業の活動・納税実態の把握のための各国間の情報共有等の協調枠組みを構築 等)

C. 企業の不確実性の排除 [予見可能性]

(租税に係る紛争について、より効果的な紛争解決手続きを構築するとともに、BEPSプロジェクトの合意の迅速な実施を確保)

●経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年6月30日閣議決定）（抄）

第3章「経済・財政一体改革」の取組－「経済・財政再生計画」

5. 主要分野ごとの改革の基本方針と重要課題

[5]歳入改革、資産・債務の圧縮

(1)歳入改革

②税制の構造改革

(基本的考え方)

人口動態、世帯構成、働き方・稼ぎ方など、経済社会の構造が大きく変化する中、持続的な経済成長を維持・促進するとともに、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点から、税体系全般にわたるオーバーホールを進める。その中で、将来の成長の担い手である若い世代に光を当てることにより経済成長の社会基盤を再構築する。特に、i)夫婦共働きで子育てをする世帯にとっても、働き方に中立的で、安心して子育てできる、ii)格差が固定化せず、若者が意欲をもって働くことができ、持続的成長を担える社会の実現を目指す。

このため、以下の基本方針を踏まえ、具体的な制度設計について速やかに検討に着手し、税制の見直しを計画期間中、できるだけ早期に行う。その際、今後の改革の中心となる個人所得課税については、税収中立の考え方を基本として、総合的かつ一体的に税負担構造の見直しを行う。

●経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年6月2日閣議決定）（抄）

第3章「経済・財政一体改革」の取組

5. 主要分野ごとの改革の取組

(5)歳入改革、資産・債務の圧縮

①歳入改革

(税制の構造改革)

経済社会の構造が大きく変化する中、引き続き、税体系全般にわたるオーバーホールを進める。

特に、個人所得課税や資産課税については、政府税制調査会が取りまとめたこれまでの論点整理に沿って、同調査会における更なる議論も踏まえつつ、経済社会の構造変化を踏まえた税制の構造的な見直しを計画期間中のできるだけ早期に行う。

国際的な租税回避等を巡る近年の動きを踏まえ、グローバルなビジネスの構造変化に対応した国際課税制度の再構築（「BEPSプロジェクト」の勧告への対応等）や税務当局間の情報交換の推進、税務コンプライアンスの確保等について、制度・執行の両面から更なる取組を進める。

●未来への投資を実現する経済対策（平成28年8月2日閣議決定）（抄）

第2章 取り組む施策

V. 成長と分配の好循環を強化するための構造改革等の推進

(1) 働き方改革の推進

一億総活躍社会を切り開く鍵は、多様な働き方を可能とする社会への変革であり、最大のチャレンジは、働き方改革である。そのため、同一労働同一賃金の実現、長時間労働の是正、労働制度の改革を進め、我が国から非正規という言葉無くす決意で臨む。

（中略）

(2) 最低賃金

中央最低賃金審議会において、今年度の地域別最低賃金の引上げ額の目安は、全国加重平均で昨年を6円上回る24円、引上げ率に換算して3%であり、昨年の引上げ率2.3%と比べて非常に高い水準となった。また、全都道府県で時間額20円を超える額となっている。これが、消費の喚起や生活水準の底上げにつながり、一億総活躍社会の加速化に資することを期待する。

また、最低賃金引上げの環境整備として、経営力強化・生産性向上に向けて、中小企業・小規模事業者への支援措置を推進・拡充する。事業主の雇用保険料の時限的な引下げについて、必要な検討を経て、成案を得、平成29年度（2017年度）から実現する。

(3) 金融政策

日本銀行には、経済・物価情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標を実現することを期待する。

(4) その他の構造改革の推進

日本再興戦略などに盛り込まれた制度・規制改革を加速化させる。**経済・財政一体改革を推進し、改革工程表や経済・財政再生アクションプログラムに沿って、社会保障・地方行財政・税制等の構造改革を着実に実行していく。**

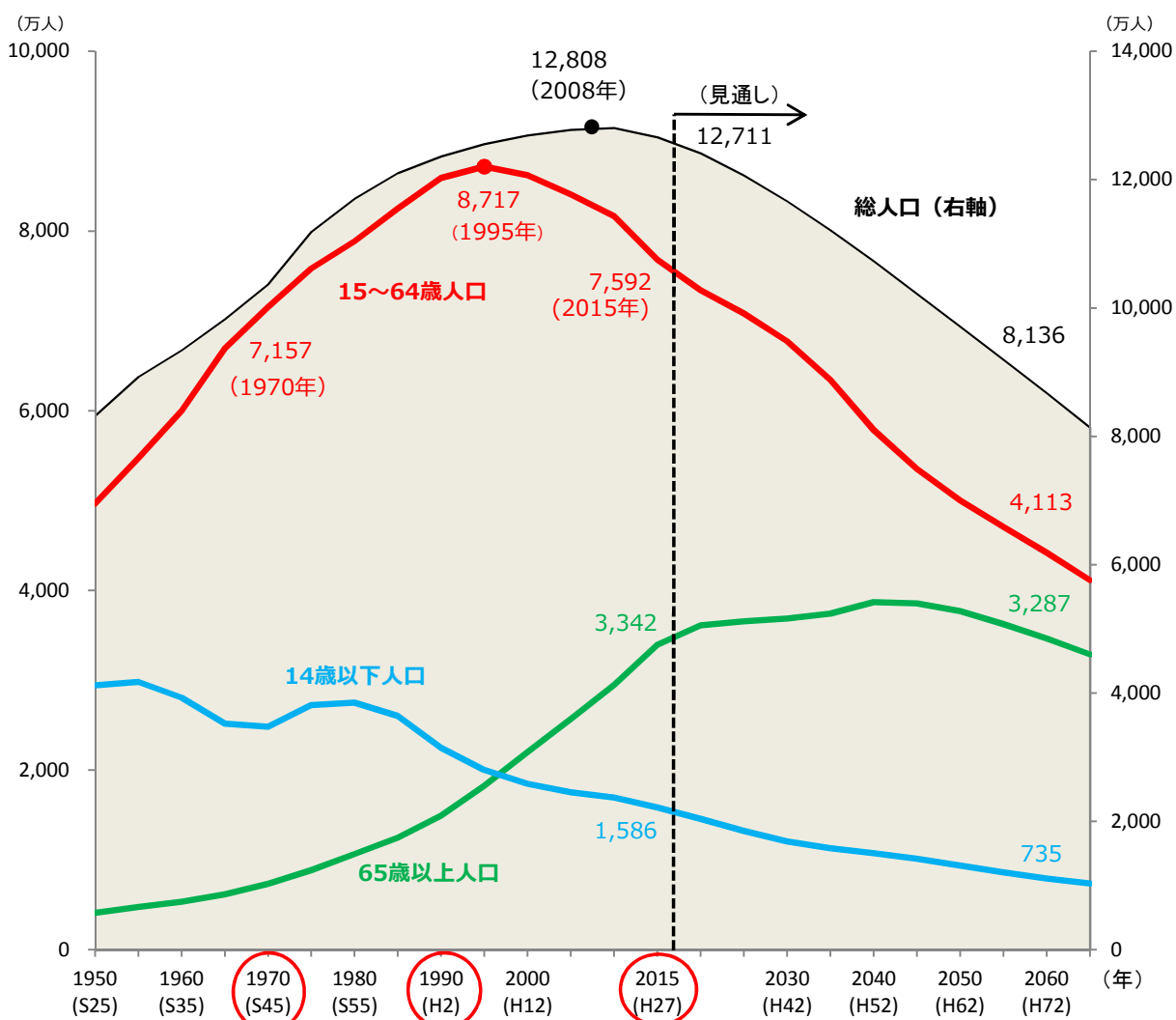
参 考 资 料

経済社会の構造変化 I (人口構造の変化)

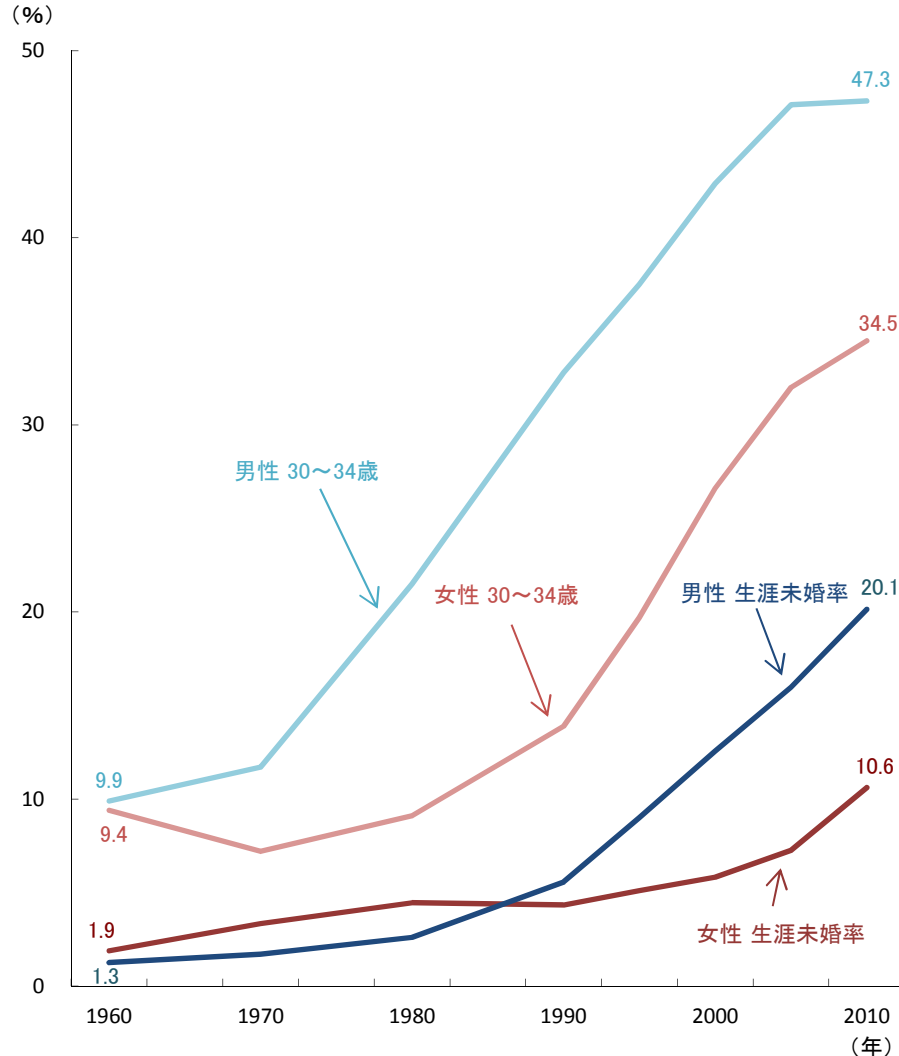
- 1970年ごろにかけて生産年齢人口が急増。その後、生産年齢人口の伸びは緩やかになり、1995年を境にトレンドが逆転。
- 一方、高齢者人口は1970年代以降急増し、1990年代半ばに年少人口を逆転。
- 総人口は2008年に減少に転じ、「人口減少社会」に突入。

- 《未婚化の進行》未婚率は上昇傾向にあり、男性は1980年代以降、女性は1990年代以降、未婚率が大きく上昇。

《総人口と年齢区分人口の推移・見通し》



《年齢階級別未婚率の推移》



(出所)総務省「国勢調査」、「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計):出生中位・死亡中位推計」(各年10月1日現在人口)

(出所)国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」
(注)「生涯未婚率」とは、45~49歳と50~54歳未婚率の平均値であり、50歳時の未婚率。

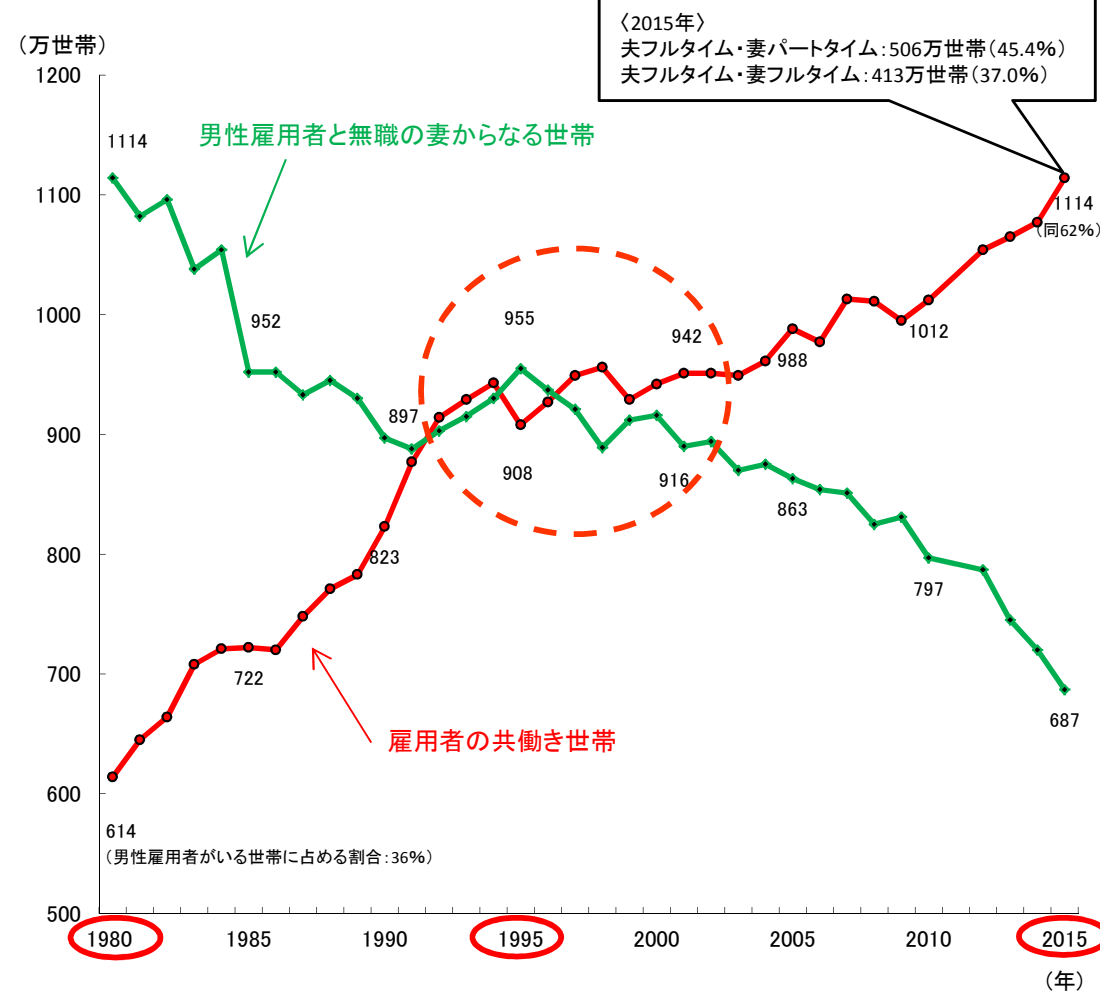
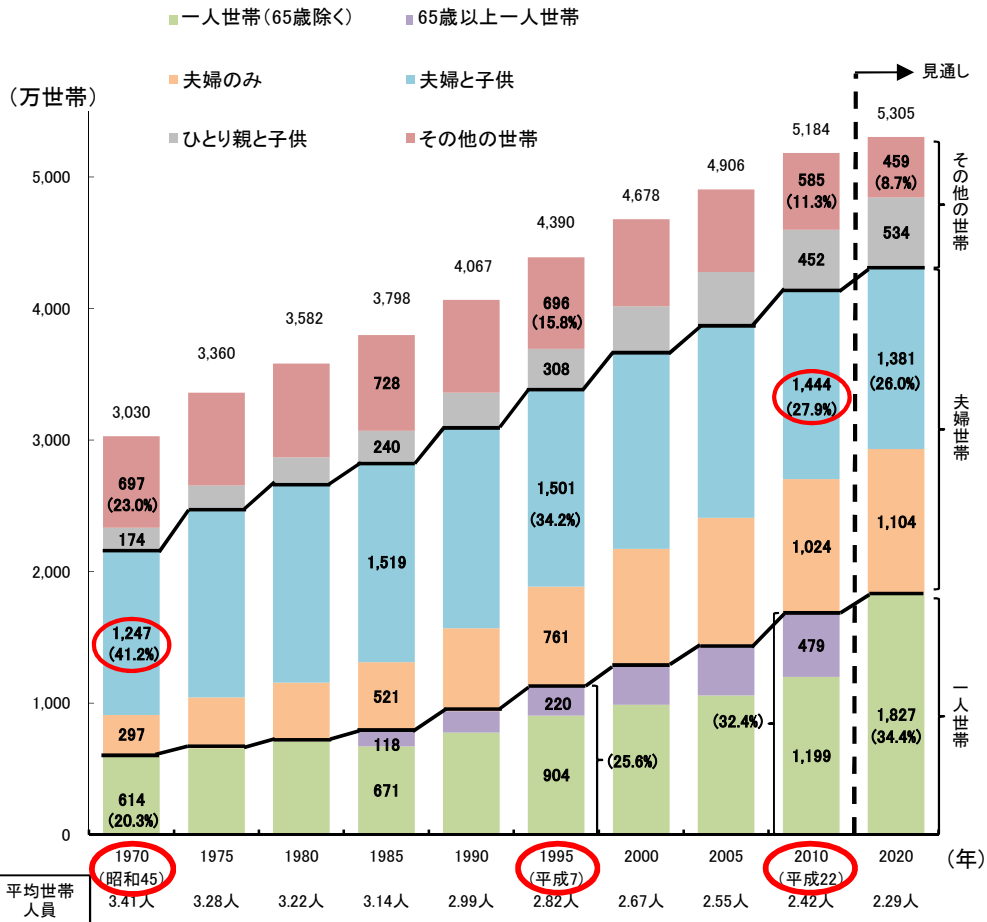
経済社会の構造変化Ⅱ（家族の変化）

- 《家族類型の多様化・小規模化》1985年までは、「夫婦と子供のみ世帯」が4割を超えていたが、その後減少し、「一人世帯」、「夫婦のみの世帯」などの割合が増加。2010年には、「一人世帯」が世帯数の最も多い類型に。

- 共働き世帯は年々増加。1990年代に専業主婦世帯数と拮抗し、1997年に逆転。

《家族類型別世帯数の推移》

《共働き等世帯数の推移》



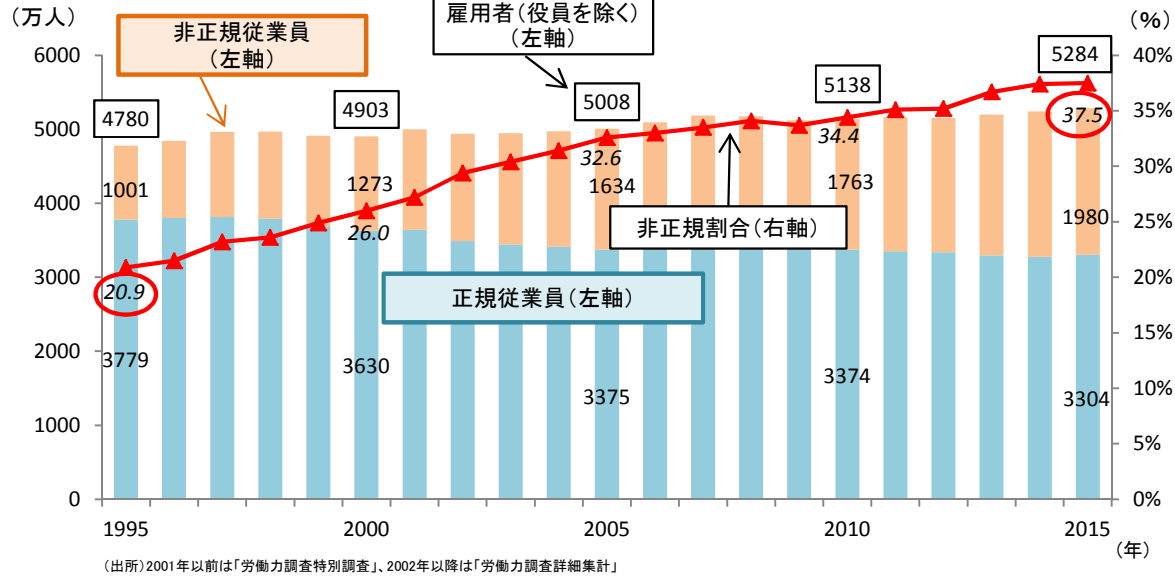
(出所)2010(平成22)年までは総務省「国勢調査報告」、2020(平成32)年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(平成25年1月推計)」
 (注1)世帯数は一般世帯の数値。数値は四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。
 (注2)一人世帯とは、上記の調査・推計における単独世帯を指す。1970年～1980年、2020年の一人世帯は65歳以上一人世帯も含む。

(出所)総務省「労働力調査特別調査」、「労働力調査(詳細集計)」
 (注1)「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに雇用者の世帯。
 (注2)「男性雇用者と無職の妻からなる世帯」とは、夫が雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。
 (注3)就業者から農林業及び自営業者・家族従業者は除いた。
 (注4)2011年は東日本大震災の影響により集計していない期間があるため、年次結果は公表されていない。

経済社会の構造変化Ⅲ (働き方の変化)

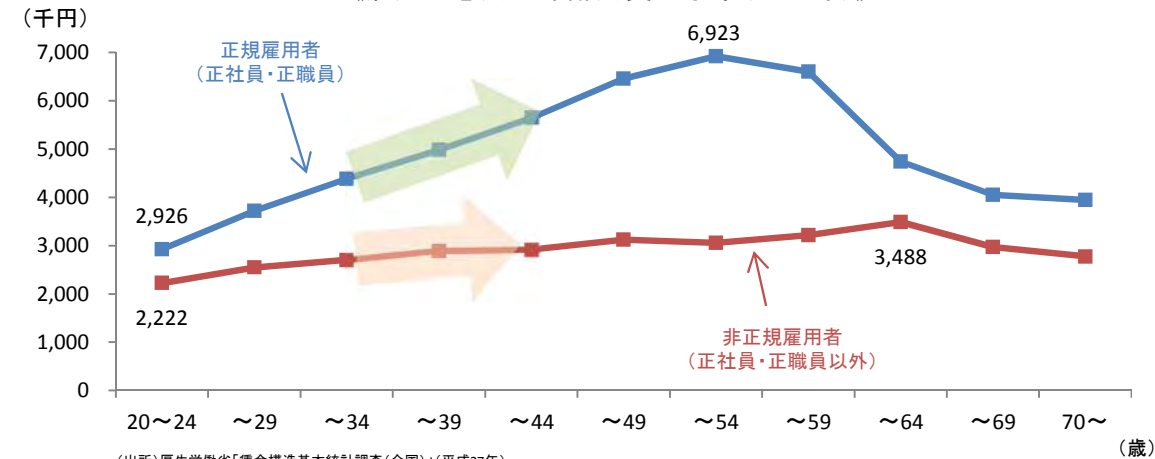
- 雇用者数が増加傾向にある中で、非正規雇用者数が大きく増え、非正規雇用比率は上昇傾向。

《正規・非正規雇用者数の推移》



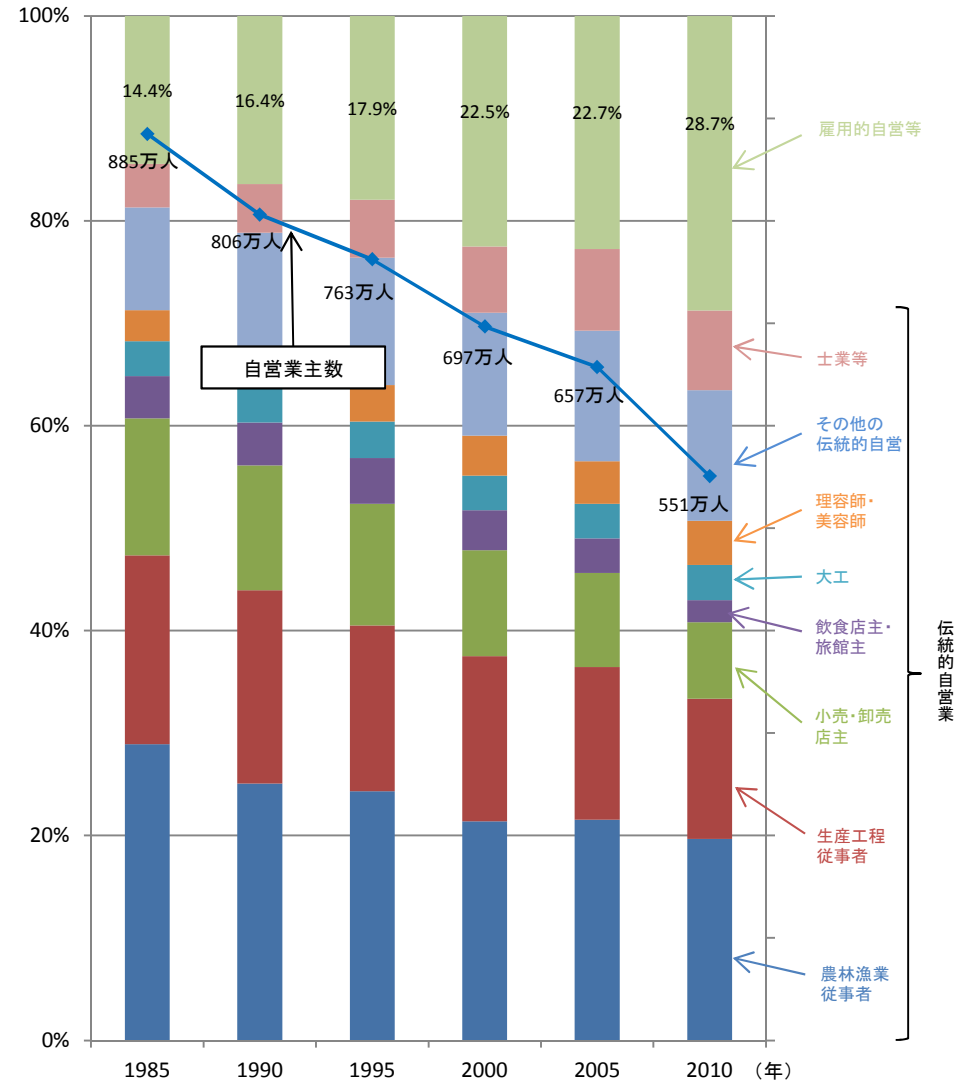
- 非正規雇用者は、年齢などによらない「横ばい型」の賃金体系となっている。

《雇用形態別の年齢別賃金水準(2015年)》



- 「伝統的自営業」の割合が減少する一方、使用従属性が高く雇用者に近い、いわゆる「雇用的自営」の割合が増加。

《職種別自営業主数及び構成比の推移》

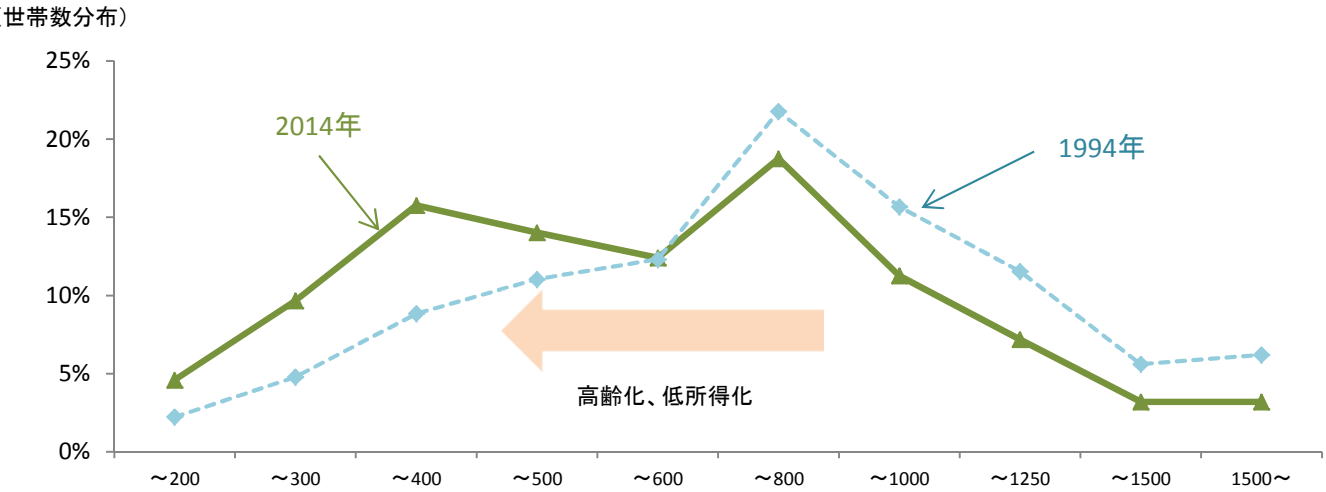


経済社会の構造変化Ⅳ（家計・再分配の変化）

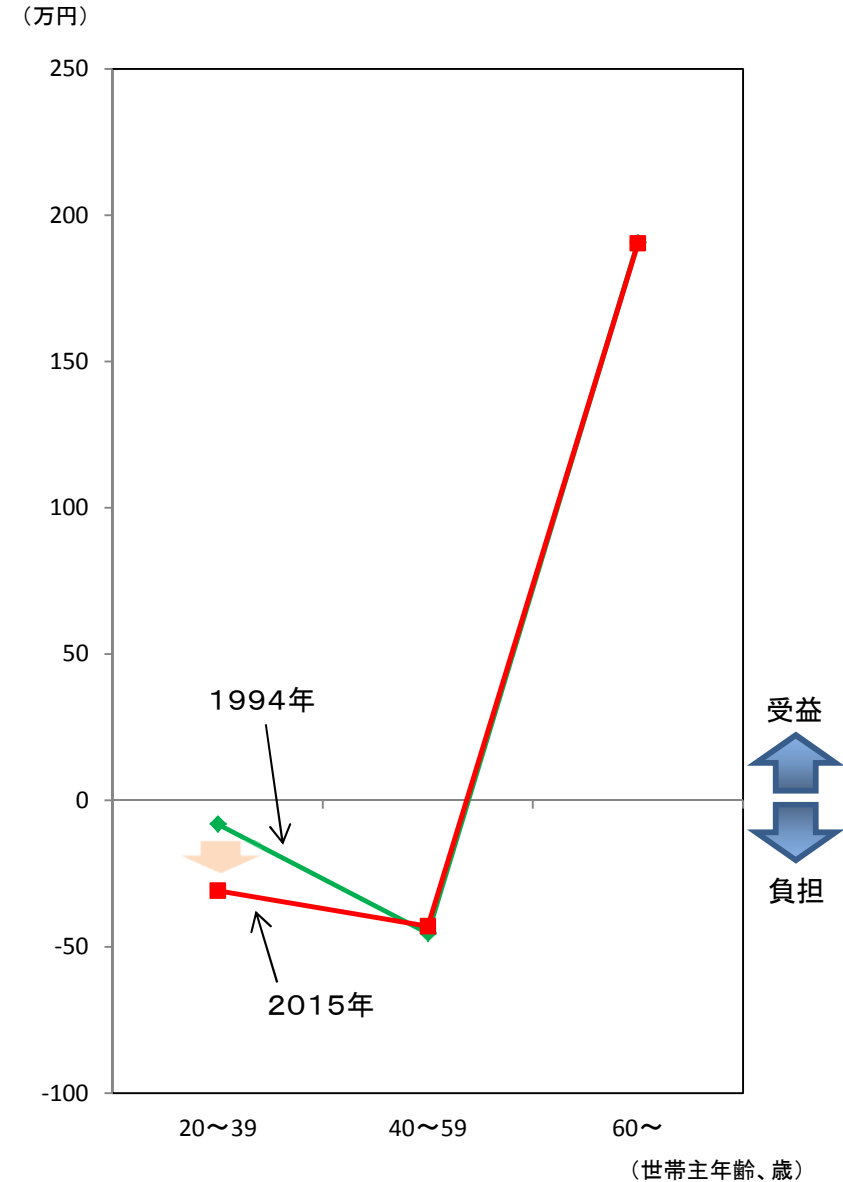
- 「高齢化」や「若年層の低所得化」により、中間層が欠落。
- 若年世帯においては収入が全体的に低下。
- 他方、高齢者世帯においては、世帯数分布が最も多い年間収入階級は変化なし。

- 現役世代はネット負担超、高齢世代はネット受益超。現役世代の負担幅は上昇。

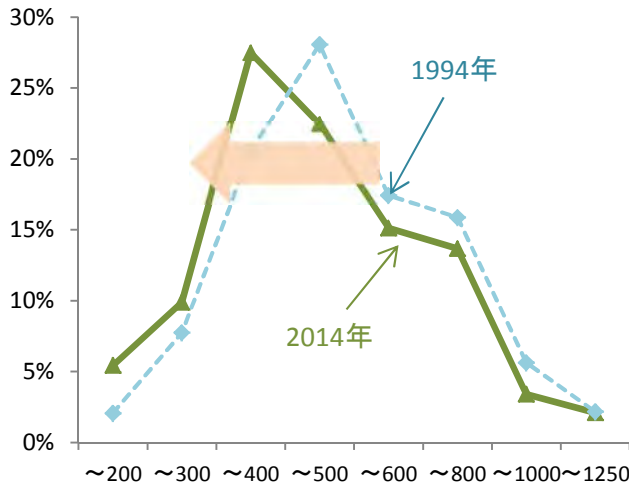
《年間収入階級別 世帯数分布(二人以上の世帯)(1994年→2014年)》
《二人以上の世帯》



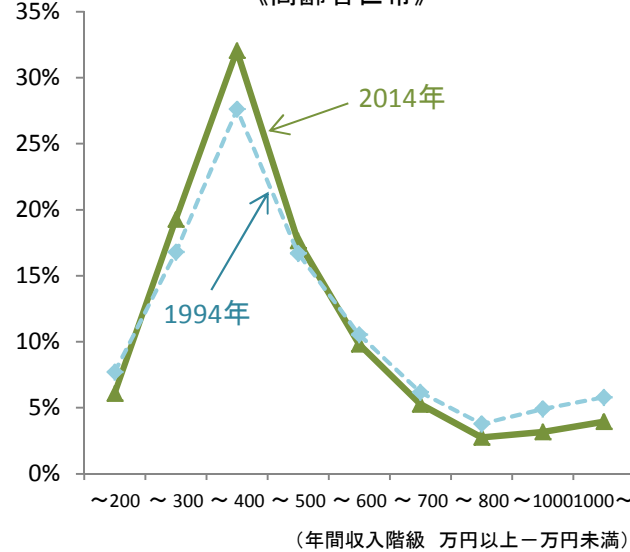
《年齢階層別のネット受益・負担の変化(1994年→2015年)》



《若年世帯》



《高齢者世帯》



(出所)総務省「全国消費実態調査」
 (注1)若年世帯は「二人以上の世帯(世帯主の年齢が30歳未満)」。
 (注2)高齢者世帯は、「高齢者夫婦世帯(夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯)」。
 (注3)若年世帯の年間収入階級1250万円以上については割合が少ないことから省略している。

(出所)内閣府「税・社会保障等を通じた受益と負担について(配布資料)」(平成27年6月1日経済財政諮問会議)

「BEPSプロジェクト」最終報告書の概要

A. グローバル企業は払うべき（価値が創造される）ところで税金を支払うべきとの観点から、国際課税原則を再構築〔実質性〕

(1) 電子経済の発展への対応

電子経済に伴う問題への対応について、海外からのB2C取引に対する消費課税のあり方等に関するガイドラインを策定した。

※ 電子経済を利用したBEPSについては、他の勧告を実施することで対応可能。更に、消費課税やBEPS対抗措置で対応できない問題について、物理的概念の存在を根拠として課税する現行の税制とは異なる課税方法の可能性等について、検討を継続。

行動1 電子経済の課税上の課題への対応 → 27年度税制改正で対応済み

(2) 各国制度の国際的一貫性の確立

各国間の税制の隙間を利用した多国籍企業による租税回避を防止するため、各国が協調して国内税制の国際的調和を図った。

行動2 ハイブリッド・ミスマッチ取極めの効果の無効化 → 27年度税制改正で対応済み

行動3 外国子会社合算税制の強化 → 29年度改正での対応を検討中

行動4 利子控除制限 → 法改正の要否を含め検討

行動5 有害税制への対抗 → 既存の枠組みで対応

(3) 国際基準の効果の回復

伝統的な国際基準(モデル租税条約・移転価格ガイドライン)が近年の多国籍企業のビジネスモデルに対応できていないことから、「価値創造の場」において適切に課税がなされるよう、国際基準の見直しを図った。

行動6 条約濫用の防止 → 租税条約の拡充(含行動⑮)の中で対応

行動7 人為的なPE認定回避 → 租税条約の拡充(含行動⑮)の中で対応

行動8-10 移転価格税制と価値創造の一致 → 法改正の要否を含め検討

B. 各国政府・グローバル企業の活動に関する透明性向上〔透明性〕

(4) 透明性の向上

多国籍企業による租税回避を防止するため、国際的な協調のもと、税務当局が多国籍企業の活動やタックス・プランニングの実態を把握できるようにする制度の構築を図った。

行動5 ルーリング(企業と当局間の事前合意)に係る自発的情報交換

行動11 BEPS関連のデータ収集・分析方法の確立

行動12 タックス・プランニングの義務的開示 → 法改正の要否を含め検討

行動13 多国籍企業情報の報告制度

(移転価格税制に係る文書化) → 28年度税制改正で対応済み

C. 企業の不確実性の排除〔予見可能性〕

(5) 法的安定性の向上

BEPS対抗措置によって予期せぬ二重課税が生じる等の不確実性を排除し、予見可能性を確保するため、租税条約に関連する紛争を解決するための相互協議手続きをより実効的なものとするを図った。

行動14 より効果的な紛争解決メカニズムの構築 → 対応済み

(6) BEPSへの迅速な対応

BEPS行動計画を通じて策定される各種勧告の実施のためには、各国の二国間租税条約の改正が必要なものがあるが、世界で無数にある二国間租税条約の改定には膨大な時間を要することから、BEPS対抗措置を効率的に実現するための多数国間協定を2016年末までに策定する。

行動15 多国間協定の開発 → 参加